

奈良県文化会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県規則第五十号

奈良県文化会館条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県文化会館条例施行規則（昭和四十三年四月奈良県規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一舞台設備の項中「八〇〇円」を「八二〇円」に、

「六〇〇円」を

「六一〇円」

に、「四〇〇円」を「四一〇円」に、「二、五〇〇円」を「二

五七〇円」に、「六、〇〇〇円」を「六、一七〇円」に、「八、〇〇〇円」を「八、二二〇円」に、「九、〇〇〇円」を「九、二五〇円」に、「一、三〇〇円」を「一、三三

〇円」に、「七〇〇円」を「七二〇円」に、

「五〇〇円」を「五一〇円」

に、「一、六〇〇円」を「一、六四〇円」に、「三、二〇〇円」を「三、二九

〇円

〇円」に改め、同表照明設備の項中

「五〇〇円」を「五一〇円」

に、「六〇〇円」を「六一〇円」に、「八〇〇円」を「八二〇円」に、「四〇〇円」を「四一〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、五七〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、二三〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、〇二〇円」に、「七〇〇円」を「七二〇円」に、「一、三〇〇円」を「一、三三〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、〇五〇円」に改め、同表音響設備の項中「二、〇〇〇円」を「二、〇五〇円」に、「一、五〇〇円」

「 」

を「一、五四〇円」に、「九〇〇円」を「九二〇円」に、

五〇〇円」を

五二〇円

に、「一、〇〇〇円」を「一、〇二〇円」に、「二、六〇〇円」

を「二、六七〇円」に、「七〇〇円」を「七二〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、五七〇円」に、「一、三〇〇円」を「一、三三〇円」に、「八〇〇円」を「八二〇円」に、「四〇〇円」を「四一〇円」に、「二、二〇〇円」を「二、二六〇円」に、「五、〇〇〇円」を「五、一四〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、〇八〇円」に改め、同表映写設備の項中「五、〇〇〇円」を「五、一四〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、〇八〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、五七〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、〇二〇円」に、「九〇〇円」を「九二〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、〇五〇円」に、「八〇〇円」を「八二〇円」に、「三五〇円」を「三六〇円」に改め、同表ピアノの項中「一五、〇〇〇円」を「一五、四二〇円」に、「九、〇〇〇円」を「九、二五〇円」に、「六、〇〇〇円」を「六、一七〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、五七〇円」に改め、同表中継設備の項中「五、〇〇〇円」を「五、一四〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、〇八〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、〇五〇円」に、「一、一〇〇円」を「一、一三〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、〇二〇円」に改め、同表同時通訳設備の項中「三〇、〇〇〇円」を「三〇、八五〇円」に、「五、〇〇〇円」を「五、一四〇円」に、「五〇〇円」を「五一〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、〇五〇円」に改め、同表諸設備の項中「四、〇〇〇円」を「四、一一〇円」に、「四〇〇円」を「四一〇円」に、「二、〇〇〇円」を「二、〇五〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、五四〇円」に改める。

別表第二舞台設備の項中「六〇〇円」を「六一〇円」に、「四〇〇円」を「四一〇円」に、「二、五〇〇円」を「二、五七〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、〇二〇円」に、「六、〇〇〇円」を「六、一七〇円」に、「八、〇〇〇円」を「八、二二〇円」に、「四、〇〇〇円」を「四、一一〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、〇八〇円」に、「一〇、〇〇〇円」を「一〇、二八〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、二三〇円」に、

「八〇〇円」を「八二〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、五四〇円」に、

五〇〇円

を

五二〇円

に改め、同表照明設備の項中

五〇〇

円

を

五二〇円

に、「六〇〇円」を「六一〇円」に、「四〇〇円」を

「四一〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、五四〇円」に、「八〇〇円」を「八二〇円

」に、「一、〇〇〇円」を「一、〇二〇円」に、「一、三〇〇円」を「一、三三〇円」

に改め、同表音響設備の項中「一、五〇〇円」を「一、五四〇円」に、「二、〇〇〇円

」を「二、〇五〇円」に、「九〇〇円」を「九二〇円」に、

五〇〇円

を

五二〇円

に、「一、〇〇〇円」を「一、〇二〇円」に、「二、五〇〇円

」を「二、五七〇円」に、「一、三〇〇円」を「一、三三〇円」に、「七〇〇円」を「

七二〇円」に、「八〇〇円」を「八二〇円」に、「四〇〇円」を「四一〇円」に、「二、

二〇〇円」を「二、二六〇円」に、「一、二〇〇円」を「一、二三〇円」に、「六、〇

〇〇円」を「六、一七〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、〇八〇円」に改め、同表映

写設備の項中

三五㎜映写機（映写用スクリーン付）

一 台

五、〇〇

一六㎜映写機（映写用スクリーン付）

一 台

三、〇〇

一六㎜映写機（映写用スクリーン付）

一 台

三、〇八〇

〇円

を

一六㎜映写機（映写用スクリーン付）

一 台

三、〇八〇

円」に、「二、五〇〇円」を「二、五七〇円」に、「一、五〇〇円」を「一、五四〇円」に、「一、〇〇〇円」を「一、〇二〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、〇八〇円」に改め、同表ピアノ及びオルガンの項を次のように改める。

ピ		ア		ノ	
ヤマハアップライト	一台	ヤマハフルコンサートグランドピアノ	一台	スタインウェイグランドピアノ(小)	一台
	二、五七〇円		八、二二〇円		一三、三七〇円
ヤマハグランドピアノ	一台			スタインウェイグランドピアノ(大)	一台
	六、一七〇円				一五、四二〇円

別表第二諸設備の項中「一、〇〇〇円」を「一、〇二〇円」に、「五〇〇円」を「五一〇円」に改め、同表中継の項中「五、〇〇〇円」を「五、一四〇円」に、「三、〇〇〇円」を「三、〇八〇円」に改める。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

#### (経過措置)

2 この規則の施行の際現に奈良県文化会館条例(昭和四十三年四月奈良県条例第六号)第二条の規定により使用の承認を受けている者の当該使用の承認に係る設備等の使用及びその使用料の額については、なお従前の例による。